

令和5年度から 「特定求職者雇用開発助成金」の見直しを行います

「特定求職者雇用開発助成金」とは

ハローワークなどの職業紹介により、就職が困難な方（障害者、高齢者、母子家庭の母など）を採用した事業主の方に対する助成制度です。

令和5年度から見直される主な内容（予定）は以下の通りです。

令和5年度からの見直し（予定）

コース名	見直し内容
成長分野等人材 確保・育成コース （成長分野等の業務に 従事させる事業主への 助成）	変更：対象分野 見直し前 成長分野(デジタル、グリーン)の業務の従事する方 ⇒生産工程の業務、販売の業務、運送の業務なども含めて対象
	見直し後 成長分野(デジタル、グリーン)の業務に従事する方 ⇒ 専門的職業に従事する方を対象 （例：プログラマー、システムエンジニアなど）
	変更：対象労働者 見直し前 経験者も対象
	見直し後 未経験者* のみ対象 ※求人内容と職業相談の内容を踏まえて、ハローワークなどから「未経験職種への就職を希望する方」として職業紹介を実施。原則はそれをもって対象者の要件に該当するものとなる。 ※経験1年未満の職種も、未経験職種として取り扱う。
生涯現役 コース	廃止
特定就職困難者 コース	生涯現役コースの廃止に伴い 65歳以上の方を新たに対象
被災者雇用開発 コース	廃止
就職氷河期世代安定 雇用実現コース （このコースのみ、 令和5年4月1日 以降に職業紹介を 受けた方について、 新たな要件が 適用される予定です）	変更：対象労働者 見直し前 過去5年間に正規雇用労働者として雇用された期間を通算した期間が1年以下であり、かつ過去1年間に正規雇用労働者として雇用されたことがない方
	見直し後 ※下線部の要件を新たに追加 過去5年間に正規雇用労働者として雇用された期間を通算した期間が1年以下であり、かつ過去1年間に正規雇用労働者として雇用されたことがない方 ただし、妊娠、出産または育児を理由として正規雇用の職を離職した方でないこと

令和5年度予算の成立及び雇用保険法施行規則の改正が前提のため、今後変更される可能性があることにご注意ください。
 令和5年4月1日以降に採用する方について、新たな要件が適用される予定です。